

旋回式推進装置のプロペラ軸の検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
(日本籍船舶用)

改正理由

(1) 旋回式推進装置は、電動機を内蔵する場合を除き駆動軸、かさ歯車、プロペラ軸及び軸受等により構成されている。

現行規則においては、プロペラ軸にのみプロペラ軸検査が適用され、検査の延期が認められているが、その他の機器については、機関継続検査(以下、CMS という。)を適用する場合、検査の延期は認められていない。

当該装置を開放する場合には、通常、これらの機器全てを開放することになるが、プロペラ軸の検査を延期した場合であっても、CMS の対象機器とは開放期日が異なるため、実質的にプロペラ軸検査の延期の運用が困難となる。

今後、当該装置を装備した船舶が増えることが予想されるため、駆動軸、かさ歯車及び軸受等の検査をプロペラ軸検査に含むよう関連規定の見直しを行った。

(2) 第 1C 種プロペラ軸及びプロペラ軸の予防保全管理 (PSCM) を採用する船舶にあつては、船尾管軸受の温度監視装置が要求されるが、旋回式推進装置中の駆動軸、中間軸及びプロペラ軸それぞれの軸受を対象とする温度監視は、当該装置の構造を考慮すると実用的ではない。

このため、代替手段として振動計測又は潤滑油中の鉄粉濃度計測を認めるよう改めた。

改正内容

(1) 旋回式推進装置を構成する縦軸、かさ歯車及び軸受等の検査をプロペラ軸検査の時期に合わせるように改めた。

(2) 第 1C 種プロペラ軸及びプロペラ軸の予防保全管理 (PSCM) を採用する船舶に要求される船尾管軸受の温度監視装置の代替手段を規定した。